

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成30年5月16日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

大きく2つお伺いしたいと思いますが、1つ目は、しつこくて申し訳ないですけども、東海第二原発絡みの審査、経理的基礎に関してなのですが、その後も東京電力を何度も取材しておりますが、東電側は前提を2つ置いておきまして、東海第二原発が再稼働して電源となり得ること、それから、今後、十分にコストが安く供給を受けられるという2つの前提を置いて、支援するという立場表明をしたのですが、正確に言えば、支援するという判断を今しているわけではなく、ましてや取締役会を開いて決定したわけでもないということを繰り返し言っております。なので、この状況で経理的基礎を担保していると言い得るのかどうかという御見解を改めてお願いいたします。

○更田委員長 前にも少しお話をしましたが、設置許可ないし設置変更許可に係る審査において確認する経理的基礎というのは、やはり外形的なものにならざるを得ないので、審査との関連において、詳細に、確度の高い、例えば東京電力の日本原子力発電に対する支援について確認をとるということは、なかなか難しいのではないかと考えてはいます。

ただ、当然、その前提の置き方も、その真意については、ただしたいところもありますし、ただ、これはいわゆる審査チームが審査会合に出て、そこには石渡委員ないしは山中委員がおられてという形であっても、相手の審査を受ける側として出てきている人たちに問うたところで、おそらく確認のできるものではないだろうと思います。

そういう意味で、記憶が正しければ、30日に小早川社長と意見交換の機会がありますので、これは委員会としての姿勢を私の一存で決められるわけではないけれども、やはりおのずと一つの話題にはなるのだろうと思います。

今おっしゃった前提の置き方でも、その前提が余りに曖昧なものであれば、これは常識として基礎の要件と呼べるものではないということはあるかもしれないけれども、いずれにしても、今、審査部隊が進めている審査の中で確認していくのはなかなか難しい

のではないかと思います。

○記者 ありがとうございます。

2つ目は、今週末、委員長は視察に泊の方に行かれると思いますが、この狙いについて教えてください。

○更田委員長 まず、泊は実は新規制基準適合審査の最初の6つのグループの中の1つであって、最初、1号機、2号機、3号機の申請ではあったのだけれども、3ループのモデルを1・2号機に使うのはどうよということもあって、3号機だけになって、審査が進んで、一旦敷地内破砕帯、これは規制委員会発足前の原子力安全・保安院の判断もあったわけですけれども、敷地内破砕帯に係る問題というのは決着がついているというそのときの認識のもとで審査が進んでいって、それから、格納容器スプレイの立ち上がり配管の問題等々もあって少し間は空きましたけれども、プラント側の審査についていえば、一定程度進んでいったところで、いわゆる火山灰を立証の大きな要素とするものが、その後、それが成立しなくなったので、随分長くかかっている。

いずれにしろ、こういったことに関しては、実を言うと、現地へ行って、また、地元の方にそういった説明を求められている向きもありましたので、設備・施設を見て、その機会に地元の方の御意見を伺う機会が持てればと思っていたのですけれども、当初の考えでは。ただ、ちょっとこれも調整がうまく進まないところもあって、ただ、それ抜きだから行かないというものということもあって、今回はもともと意見交換といいますか、意見を伺う場を持ちたいと思っていたので、伴委員と2人で行くという予定を立てたものですから、そういった意味で、今回も伴委員とともに現地へ伺います。

意見を伺う機会というのは、残念ながら持つことはできなかったのですけれども、そういった意味で、石渡委員がリードされている方での段丘編年に係るもの、これも私はその分野の専門の者ではないですけれども、そうはいても、やはり現地に行けば何がしか得るものはあるだろうと思うのと、それから、プラントに関しても、まだ審査は許可にすら至っていない段階ではあるけれども、改めてプラントに行くといろいろ見たいものもありまして、セキュリティ関連等々も含めて、そういったものに触れることができればよいと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方はいらっしゃいますか。どうぞ。

○記者 共同通信のタケウチです。

17日だと思うのですが、日本原燃の再処理工場の審査会合が入っており、また再開されるということだと思うのですが、これについて、過去の点検やトラブルも含めて、今後の審査はどういうふうな姿勢で臨んでいかれるか、基本的なところのお考えがあればお伺いしたいと思います。

○更田委員長 特に審査再開という意味で、いくつかのまだ残された課題というのがある

のは事実だし、それから、インターバルがありましたので、そういった意味では、また審査に出ている者たちはいろいろとキャッチアップしなければならないこともあるだろうと思っていますけれども、審査が中断するに至った、これは先方からの申し出によって中断したわけですが、この品質管理の問題というのは、これは審査の中で見ていくのはなかなか難しいところだろうとは思っています。

事業許可の範囲の中でというのはなかなか難しい話だし、それから、保安規定の審査の中で、体制の構築等々というようなものや文書の体系等々に関しては見ていくこととなりますけれども、今回の一連のトラブルについていえば、規制当局が捕まえにいかうとする範囲のものというよりは、それ以前のところのものが多いので、こういったものをどう見るかというのは、なかなか許認可の枠内ではないのかもしれない。実際にそれが許認可を得たとしたら、検査の中では詳しく監視をしていかなければいけないのかもしれないですけれども、ここはなかなか難しいところです。

どこまでが規制当局として安全上の関心として見るべきものなのか。私たちは事業者が円滑に事業を進めるための指導をする組織ではありませんので、安全上の問題でないところまで、どこまで追いかけるべきかというのは、規制というものを考える上ではなかなか難しいところだと思います。

○記者 あわせてなのですが、中断する前の段階では、一定程度、審査については、終盤というか、ある程度進んでいたと思うのですが、再開されてからの見通しと申しますか、中断前のところから、あとは残りをやればよいというような、そういう考え方のものなのか、もう少し先ほどおっしゃられたようなキャッチアップには時間がかかりかかるのか、そのあたりの見通しはありますでしょうか。

○更田委員長 特段、キャッチアップのための期間が必要だと思っているわけではないです。確かに項目別でいえば、多くの項目について既に議論し、確認をしてきているものではあるので「終盤」という表現にそう大きな違いはないだろうと思います。

○司会 スズキさん。

○記者 毎日新聞のスズキです。よろしく申し上げます。

東海第二の審査の関係で、先週の会見で委員長から6月上旬までに判断したいというような発言もあったのですが、もう一度改めて上旬に設定される、どういう背景があるのかというのを教えていただけたらと思います。

○更田委員長 ありがとうございます。

実は先週、会見でああいうふうにお話をして、その後、審査チームの方からもちょっと待たが入りまして、もうちょっと時間がかかりますよと、見極めをするのにという話が掛かったのは事実なのです。

それは、そもそも予定されていた資料や判断の結果が出てくるものだけではなくて、審査チームが投げかけた問いに対してどう返ってくるかというのも見なければならな

いので、委員長が言うほど早くは見極めがつきませんという、泣きが入ったという表現は変ですけども、ちょっと待ったが入りまして、私が思っていたよりはその見極めをつけるのに時間が掛かるように思っていますし、それから、審査に当たっている者からすれば、もうこの時点で間に合わないねとって終わらせるより、やはり彼らも技術者として、取っ掛かったものに関しては、きちんと許可なり、不許可なりの判断までやりたいという気持ちはありますので、これはある程度尊重しなければならない部分もあると思うので、先週の会見で申し上げたよりは、見極めをつけるのに時間がかかるというのが実際のところですよ。

○記者 6月上旬とまず委員長がおっしゃられた理由というのは何なのかなと思って、これまで美浜とか高浜で延長審査を御自身でされてきたという経験もおありだと思うんですけども、そういう経験があってという背景なのでしょうか。

○更田委員長 自分が審査会合に毎回出ていたときに比べると、どうしても感触のつかみ方が具体性にちょっと欠けてくるのは事実で、やはり自分が議論に参加しているのと、そうでないとの違いというのはどうしても出てきてしまう。

東海第二でいえば、例えばブローアウトパネルに係る試験の結果等が出てくるのは7月の頭ぐらいになるのかもしれない。そうだとすると、やはりこちらから投げかけたものへのレスポンスでもあるので、審査チームとしては、当然、その結果を待ちたいというところがあるので、そういう意味では、これはもう間に合わないだろう、やめてしまえと言われたくないというのは、多分、審査している側にもあるので、そういった意味で、7月の中旬に結果が出てきて、7月の後半ぐらいまでそれについて議論をしてという以前に、それ以前に、もうこれは時間的に無理だねという判断をするのはなかなか難しいかもしれないです。

○記者 美浜の運転延長のときもだったと思うのですが、大体審査書案から延長審査まで4か月、5か月ぐらい期間が掛かっていると思うのですが、大体それを逆算されて、6月上旬には一定の判断をしたいとか、そういう思いがあったのかなと推測はしているのですけれども。

○更田委員長 美浜や高浜のケースとやや事情が異なるのは、今回の東海第二の方が、工認に係る確認も審査、許可の部分と重ねているところがあるので、美浜のケースの場合は、設置変更許可に関して判断をして、それから工認、あそこでもオーバーラップはしていたのですけれども、それでもやはり一定の時間が必要だった。

今回は許可の部分に予想外に、途中での見通しよりは時間が掛かっていることもあるのですけれども、そういった意味で、設置変更許可で許可という判断をしたら、工認についての判断をするまでの間隔というのは短くなるかもしれないです。

○記者 延長審査なので、お尻がもう決まっているという状況で、工認というか、延長審査と工認の見通しがつかない段階で設置許可を下すという判断はあり得るのでしょうか。

○更田委員長 これは程度の問題ではありますけれども、工認が到底成立しないだろうと思われる、これはかつてのようにシリーズでやっているわけではなくて、並行してやっていますので、工認での判断が到底できないであろうという状態で設置変更許可を出すというのはちょっと考えにくいですね。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。デミズさん。

○記者 読売新聞のデミズといいます。

一番初めの質問で、30日に意見交換会を東京電力の小早川社長とやりますということでした。その中で、一つの話題として東海第二の経理的基礎の話が話題になると思うというお話があったのですが、もう一点、この点について、どういったことを直接社長の方から聞きたいかということをお聞かせいただけますか。

○更田委員長 東京電力として日本原子力発電を経理的に支援すると。ただし、それについて前提条件があるのであれば、その前提条件というものを明確に直接聞きたいというのが1つです。東海第二だけが話題になるわけではありませんけれども、東二に関して言えば、先ほどの御質問にもありましたけれども、前提を置いている、それから、取締役会で決定したわけではないといったようなことの意味を、これは経営トップである小早川社長から直接伺うことに意味があると思います。

○記者 わかりました。

それと、ちょっと話は変わりますけれども、いわゆるトリチウムを取り切れていない処理済水のことについて1点御見解を確認したかったのですが、昨年12月末の会見で委員長が、処理済水のことについて、希釈して海洋に放出するのが現実的にとり得る唯一の手段だと思っていますと。ほかに手段があるかのような議論が進められることは甚だ心外ですという趣旨のお話をしていたのですが、それで、また今週金曜日に経産省の方で小委員会が開かれるようなのですけれども、2年前ですかね、平成28年11月ごろから議論が進んで、なかなか進捗状況が思わしくないと思うのですけれども、今の現状について、どのように委員長は認識されていらっしゃるか、考えをお聞かせください。

○更田委員長 これは今さらかもしれないけれども、政府で有識者の方々に集まっていたいて、こういった問題について議論をする。小委員会であるとか、ワーキンググループであるとか、有識者会合、顧問会、呼び名はいろいろありますけれども、ここに例えば選択肢のそれぞれの優劣について判断をしていただくとか、そういった役割を求めることは可能かもしれないけれども、意思決定を求めることはそもそもできるのだろうか。5つの選択肢をとるか、選択肢はいくつありますかとか、その選択肢の中で優劣をつけてくださいというのは、そういった有識者の先生方に求めることができても、これだ、これでいくという判断は、それは行政機関であり、今回のケースでいえば主体である東京電力が決めるべきことであって、私も規制委員会が発足する前には、顧問会であるとか、

専門審査会であるとかというところに研究機関から個人の立場で行って、参加をしていましたけれども、責任をとれる立場でもないわけです、有識者会合に出てきている先生方は。単純に言えば、謝金と交通費をもらって出てくる方々なわけです。

もちろんその方の経験や知識や学識を生かして判断をされるだろうけれども、今回のように非常に議論の大きなものに関して、海洋放出でいくべきだとか、海洋放出でいこうというような判断をそういった有識者の会合に求めること自体、私はないものねだりだと思っています。

であるからこそ、まず東京電力が、こうやらせてほしい、非常に苦渋の決断ではあるけれども、これしかないのだという選択肢を自ら示して、それに対してストップをかけるのならストップをかけてくださいという姿勢をとるのならわかるけれども、国が決める、国の判断を待つと言っている。その「国」が資源エネルギー庁なら話は別だけれども、小委員会だとか、有識者の集まっているところに決断を求めるというのは、それは私はあり得ないと思っています。

○記者 わかりました。

念のため確認なのですが、希釈して海洋に流す、これが唯一の手段だというお話が常々されていると思うのですが、そのお考えに変わりはないということでしょうか。

○更田委員長 例えば、お金を全く気にしなかったら、費用を全く気にしなかったら、こういう手段はありますというのは、そういったものはあるでしょう。だけれども、青天井にお金を注いでいいという。

1つ浮かぶのは、青天井にお金をつぎ込んでいいというのだったら、処理済水でコンクリートを作って、めちゃくちゃ大きなコンクリートの構造物、ピラミッドみたいなものを建てるというのだって技術的には不可能ではないです。トリチウム水で作ったコンクリートの塊。だけれども、お金の問題もあるし、そんなモニュメントをどうするのと私は思います。

やはり経費等も考えて、それから、決してトリチウム水の希釈放出が環境や人の健康に影響を与えるものではないという判断があるので、であるので、そういった意味で、希釈して海洋に放出するのが唯一の選択肢であり、ベストの選択肢であると思っています。

ちなみに、分離だとかというのは、これはもうはっきり机上の空論だと思っています。

○記者 最後に、30日に意見交換会があると思います。この場でこのトリチウムの処理済水のことについて、社長から何かお考えを聞くようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。

○更田委員長 そうですね。それはちょっとわからないというか、顔を見たら必ず言いたくなるだろうとは思いますが、余り答えに期待ができないのではないかなと思っています、結局、例えば一番、非常に重要な国会における答弁であっても、東電の首脳は

国の判断を待つという答えを繰り返しているわけで、国権の最高機関でそう答えているのに、私たちに向けてもう一步進んだ答えをすることも思えないので、やはり指摘はしておきたいところではありますけれども、その答えに残念ながら余り期待できないというのが現状だと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 では、続けてシゲタさん。

○記者 NHK、シゲタです。

東海第二について3点確認させていただきたいのですけれども、まず、先ほどの東電社長への経理的基礎の支援確認という言い方が正しいかはわかりませんが、この支援確認というのは、東海第二の審査の一環という意味づけになるのかどうか。また、この支援がもし不十分だなと感じた場合、どのような展開が今後想像できるのかを確認させてください。

○更田委員長 審査は、審査チームと、それから、相手の東京電力の間で審査会合という仕組みをとって行っていますけれども、最終的な許可はあくまで委員会が出すわけで、審査書案であるとか、例えば、そういったもののやり取りの確認が審査部隊が作る審査書に反映されるかといったら、これはなかなか難しいだろうと思っています。ただ、最終的に変更許可の判断は委員会が出すわけですので、当然、委員会5人の判断に、小早川社長から聴取するであろう情報は反映されることになるだろうと思っています。

○記者 広い意味での審査の一環になるということですか。

○更田委員長 定義によりますけれどもね。許可に至る判断プロセスの一環だという言い方はできるだろうと思います。

○記者 あと、意思が明確に確認できなかった場合はどうなるのかと。

○更田委員長 これは、どうしても程度の話になるので難しいだろうし、例えば、東京電力だけではない。実際問題としては東京電力は国に支えられている組織になっているので、これも私の一存でここで明確なことをお答えできないけれども、あり得るかもしれないのは、例えば、資源エネルギー庁に対して同じような問いを投げかけなければならないかもしれないです。というのは、實際上、東京電力における大きな判断というのは、東京電力だけでできているわけではなくて、やはり政府の関与があって行われていることだから、そういった意味では、場合によっては資源エネルギー庁から説明を聴取しなければならないケースもあるだろうと思っています。

○記者 あくまでもこれは日本原電がお金をいくら確保できるかというところに関する問題であって、それをエネ庁まで広げるというのは。

○更田委員長 というのは、日本原電の経理的基礎の要素の一つが東京電力の支援であったら、東京電力は東京電力だけでその判断ができる状態にあるわけではないので、ちょっと芽づるかもしれないけれども、そのつながりで資源エネルギー庁の意思を確認しな

ければならない可能性はあるだろうと思います。

○記者 2点目なのですからけれども、11月期限の話なのですからけれども、委員長、見極めとか判断をという言葉の繰り返し述べていらっしゃるのですけれども、改めて確認なのですが、見極めとか判断というのはどういう意味なのか、具体的にお伺いしてもよろしいでしょうか。

○更田委員長 やはり私としては、審査に関しても、ほかにいくつもある案件の中で、到底、結論、判断に結びつかないであろうプロセスに大きな人的資源を投入したくないわけですよ。ですから、ある時点で、この先いくら議論しても、これはゴールにいかないねというのであったら見極めをつけたいと、この旨を先週の会見で申し上げたわけですからけれども、そこで先ほどのちょっと待ったが入って、要するに、そんなに簡単に見極めがつくものではないし、これはだめだということも含めてですけれども、判断するには時間がかかるというのが、内部からも声がかかって、そういった意味で、先週申し上げた時期はちょっと見通しが甘かったかなと思っています。

○記者 見極めというのは、審査をしないという判断という理解でいいですか。

○更田委員長 これ以上審査を続けても結論に至ることはないであろうという見極めがつけられればと思ったのですが、なかなかそうもいかないというのが実態であります。

○記者 長くなって済みません。最後に、ちょっとぼくとした質問になってしまうのですけれども、東海第二の審査を見ていると、やはり美浜、高浜のケースを思い出してしまうのですね。延長申請の期間をめぐっては、たしか制度が変わったりとかして、出せるようになったと思うのですけれども、こうやって詰め込んで審査を行っていくというのは余り望ましい形ではないのかなとは感じるころがあります。この辺なのですが、審査の在り方に問題があるのか、事業者の対応に問題があるのか、どの辺に問題があって、こういう詰め込み型になっているのか、見解があればお伺いさせていただきます。

○更田委員長 難しい質問ですね。ただ、直感的に思ったのは、一方だけに原因を持っていくのには無理があるだろうと思っています。私たちの立場からすれば、事業者の対応にと言いたいところだけれども、事業者の対応だって限界はあるわけですよ。例えば、東京電力や関西電力のように非常に大きな事業者もあれば、そうでない事業者もあって、確かに設置変更と工事計画が並行している。さらに高経年化評価のものが加わるとなれば、審査する側も当然ながら、申請側も非常に多くの労力を必要とするし。ですから、お互いにお互いの言い分があるというのが実際のところで、私たちとしては、十分可能な仕組みに改めたつもりではあるけれども、そうは言っても、なかなか事業者も大変だろうなと思うのは事実です。

○司会 タケオカさん。

○記者 共同通信のタケオカと申します。

東海第二の審査なのですからけれども、これまでの質疑を伺っていますと、無駄になって

しまうことに人的資源を投入したくないという委員長の思いの一方で、さはさりながら、11月28日を待たずに審査手続を委員会ですべて止めてしまうことも現実的には難しいと理解してよろしいのでしょうか。

○更田委員長 はい。

○記者 先週の委員長の御発言の後に事務局から声が上がったということで、事務方としては許可、不許可までやりたいと。11月28日まで審査手続を進めた結果、不許可という判断もあり得るのでしょうか。

○更田委員長 それはあると思います。

○記者 審査をやり尽くして、これはちょっと基準に合致していないねという場合と、全ての審査項目を潰すことができなかつたので不許可という、その両方あり得るということなのですか。

○更田委員長 いずれもあり得ると思います。

○記者 現時点で不許可という判断が11月下旬に下される可能性はどの程度とお考えでしょうか。

○更田委員長 それはお答えするべきではないと思います。

○記者 それと、先ほど工認に見通しがつかない状態で設置許可を出すのは考えにくいというお話でありましたけれども、従来ですと審査書案が定例会にかかって、委員会として決定してパブコメにかけるという流れですけれども、そうすると、定例会で審査書案が出て、委員会決定するときには、工認についても見通しがついていると考えてよろしいのでしょうか。

○更田委員長 これも程度問題で甚だ申し訳ないけれども、一定程度の工認に関する見通しが立っていないと、なかなか設置変更許可に関する審査書を取りまとめて、その審査書をもとに判断ということはしづらいと思っています。本当に理屈だけで言えば、設置変更許可の基本設計の段階で、到底、実際には実現できないような設計方針を立てて許可をもらって、しかるに工認に入ってみて、実際にそれで設計できますかと言うと、とてもそんなものは作れませんとなることだって、理屈の上だけは考えられるけれども、それこそ机上の空論みたいな許可の議論をしてもしようがないので、許可を出す段階では工認に関しても、少なくとも今回のケースに関しては、これはほかの審査でそうであつというわけではないです。例えば、思い出されるのは高浜1、2とか美浜ですけれども、許可を出した段階で工認に見通しを持っていたわけではないです、あのケースでは。ただ、今回の東海第二のケースで現状をお話しすると、工認についても、今、並行していくつかの論点を確認しているんで、許可、不許可の判断をする段階では工認に対しても一定の感触は持っていることになるだろうと思います。

○記者 昨日、東海第二についても審査会合ございまして、一つ、デブリの衝撃緩和の対策についても1回以上の会合が開かれると。もしそれが議論を尽くされますと審査書案の作成に入る段階になると思うのですけれども、一方、今のお話ですと、審査書案を作

る作業も進めつつ、工認の見通しが見つからないと審査書案が委員会に出てくることはないということなのでしょうか。

- 更田委員長 これも程度の問題ですけれども、先ほどの圧力容器を抜けてくるデブリの堆積高さについては、そんなに時間がかかるとは思っていないくて、あれはごくざっくりとした解析です。ポラスティというパラメータが一つ出てきますけれども、空隙率、これを0.5と置いていると、デブリの量がかさとしては倍になる。非常にざっくりした計算での話なので、あのやり取りにそんなに時間がかかるとは思っていないのですけれども、ただ、審査書案についても、確かにBWRとしては先行して柏崎刈羽の例があるけれども、そうは言っても、柏崎刈羽はABWRだったということもあって、審査書案に関して一定の期間が必要になるだろうし、その間に工認の方もいくつかの点について明らかになってくることが考えられるので、委員会のレベルで許可、不許可について議論をするころには、工認がある程度明らかになっているだろう。工認の見通しという言葉はふさわしくないけれども、工認における課題もいくつか明らかになっているだろうと思います。

○司会 ドイさん。

○記者 電気新聞のドイです。

先ほどから30日の小早川社長との意見交換というお話が出ておりますけれども、確認なのですけれども、これは臨時会議で各社のCEOとほぼ月1回のペースで行っている意見交換の枠組みという理解でよろしいのでしょうか。

○更田委員長 そのとおりです。

○記者 そうなりますと、これまで、この意見交換は安全文化だったり、安全性向上の取組とか、そういうテーマで、余り審査のこととかには踏み込まないということだったと思うのですけれども、先ほどの東海第二の経理的基礎のお話が出てくるというのは、本来の趣旨からやや逸脱するような印象を受けるわけですが、この辺はどのようにお考えですか。

○更田委員長 本来の趣旨が変わったと受けとめていただいても結構です。CEOとのやり取り、経営首脳とのやり取りも1巡、2巡とずっと、安全文化、安全意識向上への姿勢等々、やり取りしてきましたけれども、皆さんに伺いたいぐらいですけれども、3巡目、4巡目ぐらいから飽きてきていませんか。だって、同じ話になるわけですよ、どうしても。趣旨を少し広げて、かといって、どこのボルトの強度がどうか、配管の支持間隔がどうのこうのという話を社長としようとは思わないけれども、やはり今回のような大きなことについては、個別の審査、許認可にかかわるような話はしないということでスタートしたのはおっしゃるとおりです。ただ、それをしゃくし定規にずっと守っていくのが有効なコミュニケーションだと思わないので、大きな話題についてはやりましょうということで、これまでも既にいくつかの社長との間では、規制にかかわる個別の課題につい

でも話題にしてきているので、さらに今回、小早川社長と意見交換の機会を持って、また安全文化についてじっくり語りましょうと、これはないだろうということですので、枠組みの一環ではありますけれども、東京電力をめぐる、例えば、福島第一原子力発電所の廃炉に係るお話でもそうですけれども、日本原電に対する支援に関しても話題にすることになるだろうと思います。

○司会 ほかほかございますか。カワダさん、あと2週目でスズキさん、シゲタさんでおしまいになります。

○記者 朝日新聞のカワダと申します。

繰り返して申し訳ないのですがけれども、東二の審査で、審査を続けても結論に至ることはないという判断が前提としてあって、だけれども、審査手を止めることはできない、難しい、その辺、お願いします。

○更田委員長 先週の会見では、要するに、これ以上審査を続けても、所定の期間で結論を得ることはできないという判断をしたならば、それ以降の審査が、結果的に許可、不許可に関して言えば無駄になってしまうので、どこかで委員会として見極めをつけなければならないかなというお話をしたのですがけれども、ちょっと待っただけではなくて、審査部隊の考えも聞くと、一つは、許可にしろ、不許可にしろ、結論まで持っていきたいということと、それから、この5月、6月という時期に間に合う、間に合わないという表現は正しくないかもしれないけれども、やり切れるか、やれ切れないかの判断をするのは非常に難しいという意見を聞いて、確かになるところもあって、例えば、7月末とか8月になって、まだまだもりもりやっていたら、それはさすがに判断がつくのかもしれないけれども、先週、私がお話ししたような時期に、これはだめだねと判断するのは現実的ではないと思いました。

○記者 となると、7月中とか、具体的に言っただけは何ですけれども、ちょっと野暮な質問ですけれども、そういうときに、明確にはおっしゃっていないですけれども、審査を終わらせるという表現を前段でされていたので、それは打ち切るという理解でよろしいですか。

○更田委員長 打ち切るのは実際難しいだろうし、そこまでやったら、逆に言うと、その後のプロセスが間に合う、間に合わないは別として、これだけ双方がリソースを投入したわけだから、私だってできれば時間切れでじゃあねとはやりたくないわけで、そういう意味では、そこまでやったら、少なくとも許可か不許可のどちらかまでやり切りたいとは思っています。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 スズキさん。

○記者 今の質問の関連なのでございますけれども、そもそも審査を打ち切るとか、そういうこと

は制度上可能なことなのかなというのが分からなくてですね。

- 更田委員長 そうですね。おそらく制度上不可能ではないとは思いますが。ただ、プロセスとしての合理性ですね。法的にどうかというのは、不可能ではないとは思いますが。というのは、これだけ多くの申請を抱えている状態ですので、行政側の裁量として、ほかの方へ資源を振り向けるというのは、ですから、打ち切りのためのプロセスがあるかと言われるれば、あるわけではないので、そういった通告の前例みたいなものがあるわけではないので、そういった意味では、制度として審査を途中で打ち切るという制度があるかということ、私はそういうものがあることは承知していません。ただ、多くの案件を抱えている中で、全体としての効率を考えるというのは私の責任の一つでもあるので、そういう意味で、見極めがいたら判断と申し上げましたけれども、なかなか見極めがつかないのが実情というのが今週であります。
- 記者 この1週間で事務方のお話も聞いて、少しお考えが変わってきて、最後の審査書案までは、基本的には、打ち切るとか、そういう考えはないということなのでしょうか。
- 更田委員長 先ほどの御質問のやりとりとも関連しますけれども、8月とかになって、お盆を迎えるころになって、まだまだもりもりやっていたら、これはいい加減にしると、今度は私から審査チームに言うことになるだろうけれども、ここ1か月、2か月で得られるであろう進展を考えたら、例えば、それがまだ6合目だったらやめちゃえというのはあるかもしれないけれども、9合目まで行ったのだったら最後までやり切ろうよというのは、今、考えているところです。考えが変わったというか、1週間の間、審査部隊からもいろいろ話を聞いたし、資料も見たのですけれども、見極めが変わったのかもしれないです。そういった意味で、なかなか判断をつけるのは難しいなというのは、このところ、資料等々を見ている、個別の技術的な課題を見ているとも思うし、これから残されているもので工認に関する議論も、今までのもの以上に、許可に関する議論と重ねてやっているところがあるので、ですから、拙速に見極めて審査を止めてしまうというのは、余りいい判断はできないだろうなと今は思っています。
- 記者 先ほど、審査の遅れについて事業者ばかり責められないような発言もあったのですが、仮に審査が途中で時間切れとなった場合に、もしかしたら訴訟リスクみたいなものも出てくる可能性もあるのかなと思うのですが、その辺についてはどういうお考えでしょうか。
- 更田委員長 それはあるだろうと思います。当然、訴訟のリスクだってあるだろうし、訴える方からすれば権利の行使ですので、それを否定するつもりはないし。ですから、そういったものに耐えられるだけの成熟した判断が、十分な判断を短い期間でつけるのは難しいだろうと思っています。
- 記者 ありがとうございます。
- 司会 最後、シゲタさん。

○記者 NHKのシゲタです。

何度もごめんなさい。念のための確認なのですが、ごめんなさい、しつこくて。審査を最後まで、11月までやるということを行っているのではなくて、見極めの時期を6月というのはちょっと早計だったという話であって、ただ、8月までうだうだやっているようだったら打ち切ることもあり得るという理解なのか、最後まで走り切ってしまうということなのか、その辺の確認を。

○更田委員長 11月までというのは、変更許可だけではなくて、工事計画認可もあって、それから、延長審査もあるわけだけれども、設置変更許可が不許可になったら、その後のプロセスはないわけですね。ですから、それは前提の上に前提を重ねているけれども、許可の判断をしたら工事計画認可に向けて、工事計画は大きな設計方針にそごがない限り、あるいは立証に大きな穴がない限りは、確認作業に近いところがあるので、工認まで行く。その後、保安規定もありますし、それから、延長申請に係る審査もあるし。これらが全て重なっているところはあるけれども、まず最初の変更許可のところでは不許可となったら後ろはついてこないと。

○記者 念のために確認なのですが、工認の見通しが立たないと審査書案に至らないという話があったと思うのですが、美浜、高浜との違いをもう一度お伺いしていいですか。どうして違う考えなのか。

○更田委員長 オーバーラップの度合いで言うと、これも程度の問題で、ざっくりした話で申し訳ないけれども、設置変更許可に係る審査と工事計画認可に係る審査の重なっている具合からすると、美浜、高浜の方が重ねてはいたけれども、重なり具合から言うと、東二の方がはるかに大きく重なっています。美浜、高浜の場合には、工事計画の許可が終わってから、工事計画認可に入ってなお、ちょっと論点が出てきたので、そういった意味で関電との間ではちょっと緊張した関係になったわけですが、今の東海第二の場合は、私たちはまだ許可にも至っていないけれども、工事計画認可に、お互いに少し学習したというところもありますので、こちらも工事計画に関して大きな課題があるのであれば、早く抽出したいと。それは関西電力との間の審査での経験の反映でもありますけれども、そういった意味でも、東二の計画で確認しなければならない論点は表にはもう出ている状態なので、そういった意味で重なりが大きくて、表に出ているものが、どの時期までに潰していけるかということだと思います。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—